

自転車通学生徒の保護者様

習志野市立第七中学校  
校長 藤木 義久

## 自転車通学路(方法)の一部変更について

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、七中では、谷津パークタウンが七中学区に指定されて以来、谷津3丁目在住の生徒に自転車通学を許可してきました。そのことについては今後も変更ありませんが、通学路として指定している裏面の図オレンジ色の区間については、自転車走行不可である歩道を通して通学している実態があります。

その点につきまして、習志野警察署から指摘を受けており、万が一、歩行者との事故が遭った場合、自転車が車両であることに加え、法令に違反していることから重い過失責任を問われる可能性が高いことから、強く是正を促されているところです。

学校と致しましては、生徒の安全を第一に考えることは当然として、法令に沿った通学に改める必要性も法令遵守、加害事故防止の観点からあると考え、PTA役員会の方々の御意見を参考にして校内で検討し、下記のとおり新しい通学路(方法)を決定致しましたことをお知らせ致します。

生徒、保護者の皆様には、急なお願いで戸惑いがあると思いますが、事故はいつ起こってもおかしくないことから早期に対応することに致しました。

なお、この変更による混乱が無いよう、生徒への交通安全教育、学期始めや諸活動停止期間の登下校指導、保護者の方への見守りボランティアの依頼等の対応を進めて参りますので、趣旨を御理解いただき、この変更を家庭で話題にさせていただくなど、御協力をよろしくお願い致します。

### 記

#### 1 新しい通学路(方法)を裏面の図3にした理由

##### (1) 図2を通学路(方法)にしなかった理由

- ① 帰路のマープル角から信号のない歩道までは降車し歩く必要がある。
- ② 横断歩道に信号がないため危険である。
- ③ 干潟側は車道と歩道の間にガードレールがあり危険を感じた時に退避できない。

##### (2) 新しい通学路(方法)とした図3について

- ① 登校時は、青い線にあるように車道の左側を通行して学校に向かう。
- ② 下校時は、オレンジ色の区間の歩道を自転車から降りて歩く。

\* 時間がかかり、不便になりますが法令どおりとなります。

#### 2 生徒・保護者への説明会について

(1) 生徒には本日、校長から説明を致しました。

(2) 1, 2年生保護者様には、7月28日保護者会の際に、3年生保護者様には、7月28日16時30分より体育館2階にて説明会を実施致します。(質問がある方のみ参加で結構です)

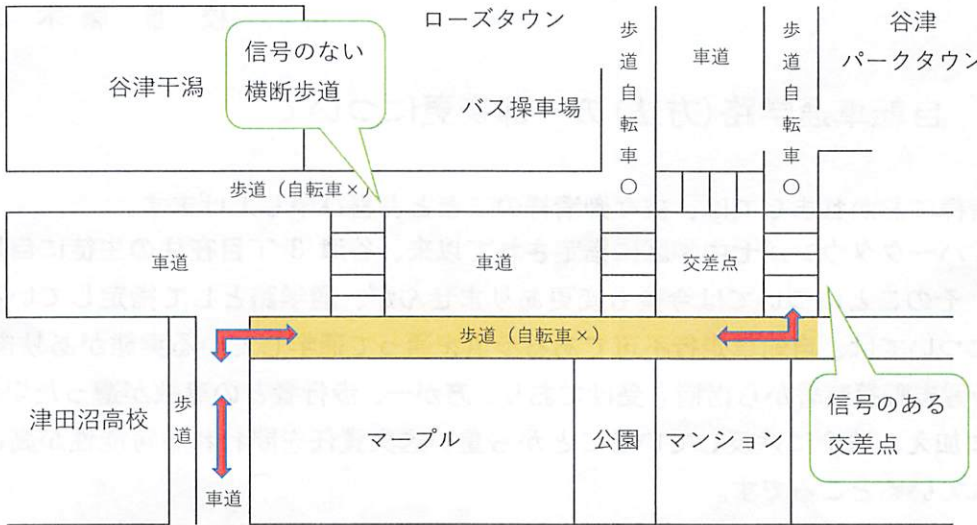
#### 3 新しい通学路(方法)の開始日

令和2年8月17日(月)の登校より実施

裏面あり

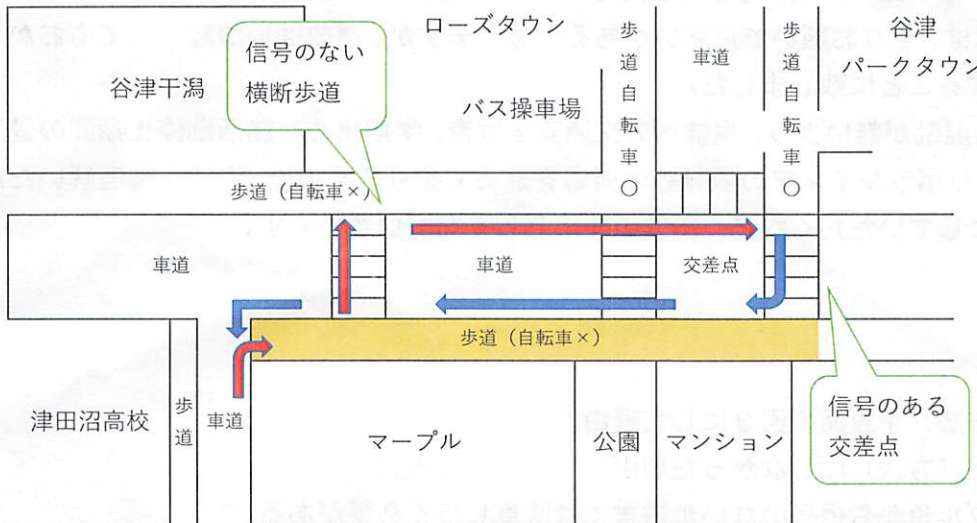
## 自転車通学路(方法)の一部変更図

図1 現在の通学路



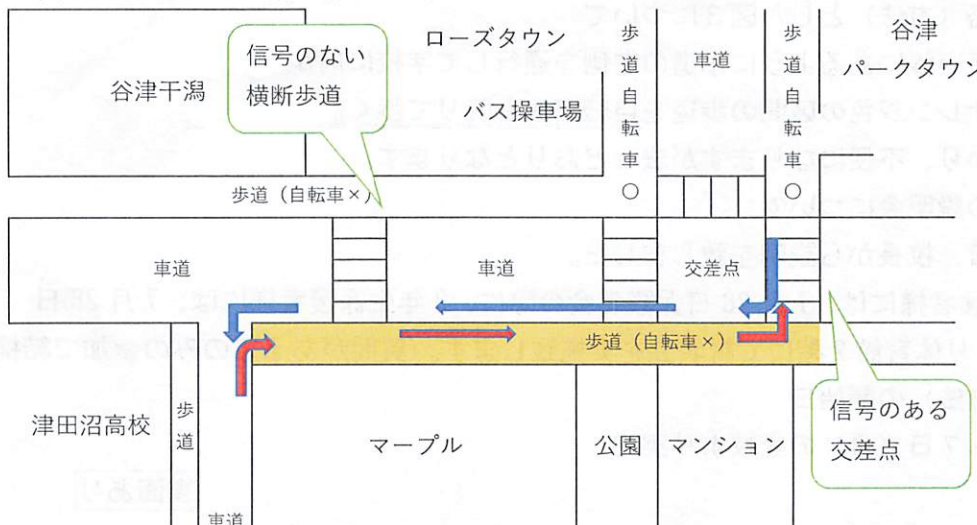
1 自転車は車両になるためもともと原則車道の左側を通行する規則でした。  
2 その後、改正道路交通法によりそのことが厳格化され、歩道通行可の歩道以外は自転車は車道を通ることが明確に示されました。

図2 法令どおりの通学路



1 この通学路(方法)ならば規則通りとなりますが、道路事情の実態からは課題が多く、生徒の通学について安全確保が難しく、重大な事故にもつながりかねないと考えます。

図3 新しい通学路(法令どおり)



1 この通学路も法令どおりとなり、下校時に面倒になりますが、安全面で図2よりも格段に優れていると考えます。

2 登校時は、青い線のように左側の車道を通行します

3 下校時はオレンジ色の区間の歩道を自転車から降り、徒歩で自転車を押して通行します。